# 入札説明書

この入札説明書は、令和８年度静岡県食肉センター完成式典実施業務委託について、静岡県が行う一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ守らなければならない事項を定めるものである。

## １　競争入札に付する事項

（１）委託業務名　　令和８年度静岡県食肉センター完成式典実施業務
（２）委託業務内容　仕様書による
（３）業務期間　　契約の日から令和９年３月 26 日まで

## ２　入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４に規定に該当しない者であること。
（２）静岡県が発注する一般業務委託に係る競争入札参加資格において、「イベント」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。
（３）静岡県内に本社又は支店等の営業の拠点を有する者であること。
（４）静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加停止基準による入札参加停止期間中の者でないこと。
（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
（６）次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
　ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
　イ　法人の代表者が暴力団員等（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
　ウ　法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
　エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
　オ　暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
　カ　暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

## ３　入札参加資格の確認等

本入札に参加を希望する者は、下記のとおり期限までに関係書類を提出しなければならない。なお、期限までに書類を提出しなかった者は、本件入札に参加することはできない。

（１）提出書類

ア　入札参加資格確認申請書（様式第１号）

イ　競争入札参加資格確認結果通知書の写し

（２）提出期限

令和８年 11 月 26 日（木）午後５時

（３）提出先

〒420-8601

静岡市葵区追手町９番６号静岡県庁東館８階

静岡県経済産業部農業局畜産振興課（担当　小熊）

電　　話　054（221）2095

電子メール　chikusan@pref.shizuoka.lg.jp

（４）その他

ア　郵送（必着）又は持参もしくは電子メールにより提出すること。電子メールにより提出する場合は、件名を「【入札農畜第１号】入札参加資格確認申請書」とし、提出書類の PDF ファイルを提出すること。

イ　入札参加資格の確認結果は、令和８年 11 月 30 日（月）までに、電子メールにより通知する。

ウ　提出された申請書等について、追加資料を求めることがある。

エ　申請書の提出後、入札を辞退する場合は、入札日時までに入札辞退届（様式第５号）を（３）の提出先に提出しなければならない

## ４　入札説明書等に対する質問

入札説明書等に対する質問がある場合は、質問票（様式第２号）によって提出すること。質問に対する回答は、質問提出期間終了後に一括して入札参加資格確認申請者全員に電子メールにより通知する。

（１）提出期限

令和８年 11 月 26 日（木）正午まで

（２）提出場所

上記３（３）に同じ。

（３）提出方法

持参、郵送、ファックス又は電子メール

なお、郵送の場合は提出期限内必着。また、電話での質問は受け付けない。

## ５　入札及び開札

（１）入札参加者又はその代理人は、別添令和８年度静岡県食肉センター完成式典実施業務委託契約書（案）、業務委託要領（案）、業務委託仕様書等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、当該要領等について疑義がある場合は説明を求めることができる。

（２）入札の日時及び場所は、次のとおりとする。

入札日時　令和８年 12 月１日（火）午前 10 時 00 分

入札場所　静岡市葵区追手町９番６号　静岡県庁西館４階第１会議室Ｂ

（３）入札参加者は、様式第３号による入札書に次の各号に掲げる事項を記載し、上記（２）に記載の日時及び場所において提出しなければならない。なお、郵送又は電送による入札は認めない。

ア　入札金額

イ　入札年月日

ウ　入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び押印

エ　代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）、当該代理人の氏名及び押印（外国人の署名を含む）。

オ　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、様式第４号による委任状を持参させなければならない。

（４）入札書は、封書に入れて封緘し、その表面に入札者の氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び「令和８年 12 月１日入札・開札［令和８年度静岡県食肉センター完成式典実施業務委託］の入札書在中」と記載しなければならない。

（５）入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回をすることができない。

（６）入札参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときには、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

（７）開札前において、天災、地変その他やむを得ない理由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（８）入札金額は、総価を記載する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（９）開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において、入札者を立ち会わせて行う。この場合において、入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせる。

(10) 入札参加者は、本業務委託に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
(11) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札会場に入場することはできない。
(12) 入札参加者は、入札会場に参加しようとするときは、「入札参加資格確認通知書」を提示しなければならない。
(13) 入札参加者は、特にやむを得ない事情があると認められた場合のほかは、入札会場を退場することができない。
(14) 入札会場において、次に掲げる事項に該当するものは、入札会場より退去させる。
ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨害しようとした者
イ　公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

## ６　入札保証金及び契約保証金

免除する。

## ７　入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。
（１）入札に参加する資格を有しない者のした入札
（２）入札保証金が所定の額に不足する者のした入札
（３）委任状を持参しない代理人のした入札
（４）所定の日時、場所に提出しない入札
（５）記名押印を欠く入札
（６）入札金額の記載が不明瞭である入札
（７）入札金額を訂正した入札
（８）談合その他不正行為により入札を行ったと認められる者の入札
（９）同一事項の入札について、２以上を入札した者の入札
(10) 同一事項の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
(11) 同一事項の入札について、２人以上の代理人をした者の入札
(12) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反して入札した者の入札

## ８　落札者の決定

（１）予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
（２）開札の結果、落札者となるべき同一価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員がくじを引くこととする。
（３）開札をした場合において、落札対象となる入札がないときは、直ちに再度の入札をする。
（４）落札者が指定の期日までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

## ９　契約書の作成

（１）落札者は、落札の通知を受けた日から起算して７日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約を締結しなければならない。

（２）落札者が前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

## 10　契約条項

別添契約書（案）のとおり

## 11　その他

（１）本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、内容を十分承知しておくこと。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

（２）提出された提出書類は返却しない。

（３）提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

（４）提出された提出書類を、入札参加資格の確認以外に入札参加者に無断で使用しない。

（５）本入札に関して要したすべての費用については、入札参加者の負担とする。